

# 第20回（仮称）釧路市自治基本条例検討委員会 次第

■日時 平成26年8月18日（月）18:00～20:00

■場所 釧路市交流プラザさいわい 小ホール

## 1 開会

## 2 議事

(1) 前文（たたき台）について

(2) 条例素案のたたき台の検討

(3) 条例素案（案）について

## 3 その他

## 4 閉会

**【配付資料】**

- 資料 1 (仮称) 釧路市自治基本条例 前文(たたき台)について
- 資料 2-1 (仮称) 釧路市自治基本条例 素案(案)について(未定稿)
- 資料 2-2 「市民」の定義に関する議論の整理(第 17~19 回検討委員会)
- 感想記入シート

**【第 13 回検討委員会資料】**

- 資料 3-1 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台)
- 資料 3-2 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台) 検討用資料
- 資料 3-3 (仮称) 釧路市自治基本条例(素案のたたき台) 掲載条項一覧

**【第 15 回検討委員会資料】**

- 参考資料 1 自治基本条例 条文比較

## (仮称) 釧路市自治基本条例 前文（たたき台）について

前文（たたき台）	主な意見（第 19 回より）
<p>釧路市は、<u>原始の様相を今に伝える釧路湿原、母なる釧路川、特別天然記念物のマリモが生育する阿寒湖をはじめ、</u>大小の湖沼や<u>広大な森林</u>など、多彩で雄大な大自然のもと、古くからその自然と共生してきたアイヌの人々や、<u>開拓のために移り住んだ人々</u>をはじめとする、多くの先人たちの労苦と不断の努力によって、<u>東北海道の中核都市</u>として発展を遂げてきました。</p> <p>わたしたち釧路市民は、こうした先人の精神を受けつぎ、<u>生産都市を誇りとして、健康で明るく、豊かで文化の香り高いまちを築く決意を示した釧路市民憲章の精神を胸に、明日の釧路市をよりよいものにして、次世代</u>に引き継いでいく責任があります。</p> <p>そのためには、わたしたち一人ひとりがこのまちを愛し、「自分たちのまちは自分たちでつくっていく」という、まちづくりの主役としての気概と誇りを持って、長年にわたって培ってきたまちづくりの文化のもと、自発的に取り組むことが必要です。</p> <p><u>人と人とが絆</u>で結ばれ、互いに<u>支え合って</u>、誰もが<u>安心</u>して心豊かに暮らせるまちを目指し、<u>皆で力を合わせて</u>まちづくりを進めていくための規範として、この条例を制定します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路湿原～釧路川の流域として発展してきた歴史。</li> <li>○阿寒・音別・釧路の一体感が醸成できる表現を。</li> <li>○開拓時代についての言及も必要。</li> <li>○釧路独特の歴史や自然環境。温泉、山、冷涼な気候、夕日。</li> <li>○釧路川流域、釧路管内の拠点としての位置付け。</li> <li>○市民憲章は大切に。前文を丸ごと入れてもいい。</li> <li>○まちのキーワードは市民憲章である程度で完結している。</li> <li>○次世代を託されている「子ども」というキーワードが欲しい。</li> <li>○「支え合う心」、「災害・減災」、「人と人とのきづな」、「安心・安全のまちづくり」等。</li> </ul>

## (仮称) 釧路市自治基本条例 素案 (案) について

- ・「素案のたたき台」に対する意見の対象となった字句には「**網掛け**」をしています。
- ・「素案のたたき台」から「素案 (案)」で変更になった箇所には「**下線**」をひいています。

素案のたたき台	素案 (案)	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
(仮称) 釧路市自治基本条例	釧路市_____基本条例	○「まちづくり」は市民に浸透している。
(前文)	(前文)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○釧路湿原～釧路川の流域として発展してきた歴史。</li> <li>○阿寒・音別・釧路の一体感が醸成できる表現を。</li> <li>○開拓時代についての言及も必要。</li> <li>○釧路独特の歴史や自然環境。温泉、山、冷涼な気候、夕日。</li> <li>○釧路川流域、釧路管内の拠点としての位置付け。</li> <li>○市民憲章は大切に。前文を丸ごと入れてもいい。</li> <li>○まちのキーワードは市民憲章である程度で完結している。</li> <li>○次世代を託されている「子ども」というキーワードが欲しい。</li> <li>○「支え合う心」、「災害・減災」、「人と人とのきづな」、「安心・安全のまちづくり」等。</li> </ul>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、<b>市民自治による</b>まちづくりの実現を図ることを目的とする。</p>	<p>第1章 総則 (目的) 第1条 この条例は、本市のまちづくりに関し、基本理念及び基本原則を定め、並びに市民の権利及び責務並びに市の責務を明らかにするとともに、まちづくりの基本的事項を定めることにより、<b>市民主体の</b>まちづくりの実現を図ることを目的とする。</p>	
<p>(この条例の位置付け) 案① 第2条 この条例は、<b>本市のまちづくりの基本</b>であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。  案② 第2条 この条例は、本市のまちづくりの<b>基本的な事項を定める最高規範</b>であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 ～ 以下同じ ～</p>	<p>(この条例の位置付け) 第2条 この条例は、<b>本市のまちづくりの基本</b>であり、市民及び市は、まちづくりの推進に当たり、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければならない。 2 市は、総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本的な構想及び計画（以下「基本構想等」という。）その他のまちづくりに関する計画の策定及び変更並びにまちづくりに関する条例、規則等の制定及び改廃に当たっては、この条例に定める事項との整合を図らなければならない。</p>	<p>【案①にすべき】 ○法制上、序列が発生しないのであれば、混乱を招きかねないので「最高規範」とすべきではない。 ○「皆で大切にする」という意味なら「最大限に尊重」でも意味は通ると思う。 ○「最高」とは唯一、絶対のものというイメージがあるので、使うべきではない。 ○一度制定された条例は生き続けるので、制定当時は想定していない利用のされかたをする可能性もあるので、慎重な表現にすべき。  【案②にすべき】 ◎法制上、日本国憲法のような最高法規性はないが、常にこの条例の精神に則ったまちづくりが行われているかを確認するという決意を込める意味で「最高規範」とすべき。 ○この条例を皆で認識・共有するためにも、「最高規範」の看板を掲げるべき。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>(定義)</p> <p>案①</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>市民</b> 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>(3) <b>まちづくり</b> <u>公共の福祉の増進を目的として行われる</u>全ての公共的な活動をいう。</p> <p>(4) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。</p> <p>(5) 協働 まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む<u>事</u>をいう。</p> <p>(6) <b>コミュニティ</b> 町内会等の地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体を<u>いう。</u></p> <p>案②</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する者をいう。</p> <p>(2) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>～ 以下同じ ～</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <b>住民</b> <u>市内に住所を有する者をいう。</u></p> <p>(2) 市民 市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者又は事業者（市内で事業活動その他の活動を行う者若しくは団体をいう。以下同じ。）をいう。</p> <p>(3) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>(4) まちづくり <u>安全で安心な暮らしやすい地域社会をつくり、市民の適切な生活環境を確保するために行われる</u>全ての公共的な活動をいう。</p> <p>(5) 市政 まちづくりのうち、市が担うものをいう。</p> <p>(6) 協働 まちづくりの課題に対して、市民と市がともに考え、協力しながら取り組む<u>こと</u>をいう。</p> <p>(7) コミュニティ 町内会等の地縁による団体、市民がまちづくりの推進を目的として自主的に構成する特定非営利活動法人等の団体その他これらに類する団体を<u>はじめとする地域の繋がりをいう。</u></p>	<p>【(1)市民】</p> <p>※資料 2-2 参照</p> <p>【(3)まちづくり】</p> <p>○わかりやすくするために「公共の福祉」を具体的に表現してはどうか。</p> <p>○「人の参加」等のソフト面も大事な要素なので表現できれば。</p> <p>○「まちづくり」は人々が協力して「住みやすい」コミュニティを作り出すことだと思う。</p> <p>○「まちづくり」は公共的なものだけに限定されないのでは。</p> <p>◎ここでいう「公共的」とは「行政の」という意味ではなく、「共助」などの「公共性があるもの」と理解するとよい。</p> <p>【(6)コミュニティ】</p> <p>◎「コミュニティ」の原義は「共同体」。歴史や文化に根付いた人々の集まり、結びつきのこと。</p> <p>○「コミュニティ」と一般的に言うと「地域共同体」。</p> <p>○「コミュニティ」は「地域同士の活動」だと思う。</p> <p>○「コミュニティ」は、「集まり」や「繋がり」のような人と人との間のネットワークのようなもの。</p> <p>○コミュニティづくりの一番の規範となるのが、町内会を単位とした地域の共同体。</p> <p>○地縁団体や目的テーマ別以外にも、職域的なものもある。</p> <p>○町内会は「自治組織」であるため、他の団体とは一線を画して重要。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>案③</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市 議会及び市長その他の執行機関（以下「市長等」という。）をいう。</p> <p>～ 以下同じ ～</p>		
<p>（基本理念）</p> <p>第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、<b>市民の信託</b>に基づき行われるものであることを基本とする。</p>	<p>（基本理念）</p> <p>第4条 まちづくりの主体は、市民であることを基本とする。</p> <p>2 市政は、市民の信託に基づき行われるものであることを基本とする。</p>	<p>◎この条項の参考元である日本国憲法前文の「信託」は、「選挙による付託」よりも幅広い意味を持つ。「国政を担う正当性を与える」という抽象的な概念。その意味では「市民」でも間違いではない。</p>
<p>（基本原則）</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。</p> <p>2 市は、<b>前項の基本原則の実施に当たっては、</b>人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。</p>	<p>（基本原則）</p> <p>第5条 市民及び市は、次に掲げる基本原則に基づき、まちづくりを行うものとする。</p> <p>(1) 情報共有の原則 市民及び市は、まちづくりに関する情報を共有すること。</p> <p>(2) 市民参加の原則 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりへの参加を進め、市は、その機会を保障すること。</p> <p>(3) 協働の原則 市民及び市は、相互理解のもと協働すること。</p> <p>2 市は、<b>まちづくりにおいて、</b>人種、宗教、信条、性別、社会的身分、障がいの有無、経済状況等によって市民が不当に不利益を受けないようにしなければならない。</p>	



素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、<b>市民から信託を受けた</b>本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。</p>	<p>(市長の責務)</p> <p>第9条 市長は、<b>選挙によって選ばれた</b>本市の代表者として、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。</p> <p>2 市長は、市民の意思を把握し、市政に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>3 市長は、市職員を適切に指揮監督するとともに、市政の課題に的確に対応できる人材の育成に努め、効率的かつ効果的に組織運営を行わなければならない。</p>	<p>■市長以外の執行機関を含んだ規定にするかどうかの整理が必要。</p> <p>○選挙権を考慮すると「信託」できるのは「住民」であって、「住民以外の人も含む広い意味の『市民』」を置くべきではない。</p> <p>◎「選挙を通じた付託」等の表現が適切ではないか。</p> <p>○帯広市は「帯広・十勝の魅力や個性を活かして」と規定しており印象深い。</p>
<p>(市職員の責務)</p> <p>第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>(市職員の責務)</p> <p>第10条 市職員は、全体の奉仕者として公正かつ誠実に職務を遂行しなければならない。</p> <p>2 市職員は、職務の遂行に必要な能力の向上に努めなければならない。</p>	<p>○「市民協働」や「市民とともに」などの表現があった方がよい。</p>
<p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>(議会及び議員の責務)</p> <p>第11条 議会は、本市の意思決定機関並びに市長等の監視及び評価機関として、公正かつ透明で市民に分かりやすい開かれた議会運営に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、市政全般に関する課題、市民の意見等を的確に把握し、公共の福祉の増進に反映させるよう努めなければならない。</p>	<p>◎議会もまちづくりの担い手の一角なので、独立した条項は置くべき。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>第3章 コミュニティ</p> <p>第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、<b>コミュニティを守り、育てる</b>よう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その<b>活動を支援する</b>よう努めなければならない。</p>	<p>第3章 コミュニティ</p> <p>第12条 市民及び市は、コミュニティの重要性を認識し、コミュニティを守り、育てるよう努めるものとする。</p> <p>2 市民は、自らが地域社会の一員であることを認識し、自主的にコミュニティに参加し、まちづくりに主体的に取り組むよう努めるものとする。</p> <p>3 市は、コミュニティの自主性及び自律性を尊重しながら、その活動を支援するよう努めなければならない。</p>	<p>○町内会を育成するという観点で、現在活動している人が勇気を持てるような表現を盛り込んで欲しい。</p> <p>○「コミュニティ」は一つの日本語として既に浸透している。</p> <p>○住民の力を引き出すことに行政は力を入れるべきで、団体の活動支援を明記して欲しい。</p> <p>○「コミュニティは重要」と言いながら実際の施策に乖離がある。</p> <p>■大切なのはコミュニティの定義そのものよりも、市や市民がどう関わるかの規定だと思う。</p>
<p>第4章 情報共有 (情報共有)</p> <p>第13条 市は、まちづくりに<b>関する</b>情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、<b>まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、自ら情報を発信し、他の市民や市との情報の共有に努める</b>ものとする。</p>	<p>第4章 情報共有 (情報共有)</p> <p>第13条 市は、まちづくりに<b>必要な</b>情報を適切かつ分かりやすい形で市民に提供し、市民との情報の共有に努めなければならない。</p> <p>2 市民は、まちづくりに対する関心を高め、まちづくりに関する情報の収集に努めるとともに、<b>(削除)</b>他の市民や市との情報の共有に努めるものとする。</p>	<p>○「まちづくりに関する情報」を「まちづくりに必要な情報」とし、提供側が選択する余地は考慮しなくてよい。</p> <p>○「他の市民や市との情報の共有」は解釈の余地が広いので、煮詰めた方がよい。</p> <p>●「他の市民や市との情報の共有」は通学路の危険箇所、避難所の不備等、市民の気づきを市と共有するイメージ。</p> <p>○「自ら情報を発信し」は、市民に通報義務を課すことに繋がる印象があるので、少し柔らかい表現にすべき。</p> <p>○「努める」は「奨励する」程度の意味で、積極的なまちづくりの参加を示す程度の意味合いなのでこのままでよい。</p> <p>■「通報義務を課すもの」と受け取られないよう法制チェックを行う。</p> <p>■「努める」が構文上、どこにかかるかを整理すべき。</p>
<p>(情報公開)</p> <p>第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、<b>公文書の開示等</b>について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。</p>	<p>(情報公開)</p> <p>第14条 市は、市政の諸活動を市民に説明する責務を全うするため、公文書の<b>公開</b>について必要な措置を講じるとともに、情報の公開に努めなければならない。</p>	<p>■「公文書の開示等」は、釧路市情報公開条例の表現と整合をとるべき。</p> <p>○「等」はあまり使わない方が良い。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>(個人情報保護)</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p>	<p>(個人情報保護)</p> <p>第15条 市は、個人の権利利益の保護及び公正で民主的な市政の実現を図るため、市が保有する個人情報を適正に取り扱わなければならない。</p>	<p>◎「市民の知る権利を尊重し」との表現は、現在までの実践で練り上げられた言葉なので、入れるべきでは。</p> <p>●個人情報保護条例で言及されているので、他の条項とのバランスを考え、省略した。</p> <p>○個人情報保護条例に記載されているのであれば、自治基本条例には「知る権利」の記載は不要では。</p> <p>■第13条の構成を工夫して、第4章の総則として記載する方法もある。</p> <p>○防災等の場面で、情報の共有と個人情報保護の両立が可能な工夫ができればよいが。</p> <p>■防災等の場面の両立については、条文化できないまでも逐条解説等と言及すべき。</p>
<p>第5章 市民参加及び協働 (市民参加)</p> <p>第16条 市は、まちづくりへの市民参加の機会を保障するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p>	<p>第5章 市民参加及び協働 (市民参加)</p> <p>第16条 市は、まちづくりへの市民参加を推進するものとし、そのための制度の充実に努めなければならない。</p>	<p>○「まちづくり」は受け手によってイメージが異なり、広い意味を持つ。それを「市が参加機会を保障する」と言い切ってしまうと混乱を招くのでは。</p>
<p>(協働)</p> <p>第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。</p>	<p>(協働)</p> <p>第17条 市は、市民と市の協働によるまちづくりを推進するための施策を策定し、及び実施するとともに、市民と市の協働の実効性を高めるよう努めなければならない。</p> <p>2 市は、前項に規定する施策を実施するに当たっては、市民の自主性及び主体性を尊重しなければならない。</p>	
<p>(子どものまちづくりへの参加)</p> <p>第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう配慮するものとする。</p>	<p>(子どものまちづくりへの参加)</p> <p>第18条 市民及び市は、子どもがその年齢にふさわしい形でまちづくりに参加することができるよう努めるものとする。</p>	<p>○まちづくりに関心を持つ子どもを育てることは大切なことなので、「配慮する」では表現として少し弱い。</p> <p>○「年齢にふさわしい形」ではなく、「子どもにふさわしい形」にしてはどうか。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>(男女平等参画)</p> <p>第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>(男女平等参画)</p> <p>第19条 市民及び市は、まちづくりにおいて男女平等参画を推進するよう努めなければならない。</p>	<p>○雇用機会均等法、男女平等参画条例があるので、自治基本条例には条項は不要ではないか。</p> <p>○スローガンのような位置付けならば独立した条項としてあっても良い。その場合も「まちづくり」の使い方には留意すべき。</p> <p>○子ども・男女平等参画についての条項はあって良いと思う。</p>
<p>(住民投票)</p> <p>第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、<b>市民</b>の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p> <p>3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p> <p>4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>(住民投票)</p> <p>第20条 市は、市政に関する重要事項について、直接、<b>住民</b>の意思を確認するため、必要に応じて住民投票を行うことができる。</p> <p>2 市長及び市議会議員の選挙権を有する者は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条に定めるところにより、住民投票を規定した条例の制定を市長に請求することができる。</p> <p>3 住民投票の実施に必要な事項は、それぞれの事案に応じ、別に条例で定めるものとする。</p> <p>4 市は、住民投票の結果を尊重しなければならない。</p>	<p>◎未成年者に投票権を与える等、地方自治法より踏み込んだ制度設計も可能。</p> <p>○参政権が現状20歳以上であることを踏まえ、投票権の範囲については慎重に判断すべき。</p> <p>○少数意見のクローズアップという懸念が残る以上、実施のハードルは高くすべき。「たたき台」の表現は地方自治法の直接請求から逸脱していないので妥当と思う。</p> <p>○自治基本条例に記載することは、「住民投票」という新たな制度を市政に持ち込む決断をすることと同義である。議会等でその点に留意して審議を尽くして欲しい。</p> <p>○住民投票は市民参加の重要な手法の一つであるので、条項自体は設けるべきだと思う。</p>
<p>(市民意見提出手続)</p> <p>第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。</p>	<p>(市民意見提出手続)</p> <p>第21条 市は、市の基本的な政策等の策定、改定、廃止等(以下「政策策定等」という。)に当たっては、政策策定等の趣旨、目的、内容等を広く公表し、市民からの意見及び情報の提出を受け、これらに対する市の考え方等を公表しなければならない。</p>	

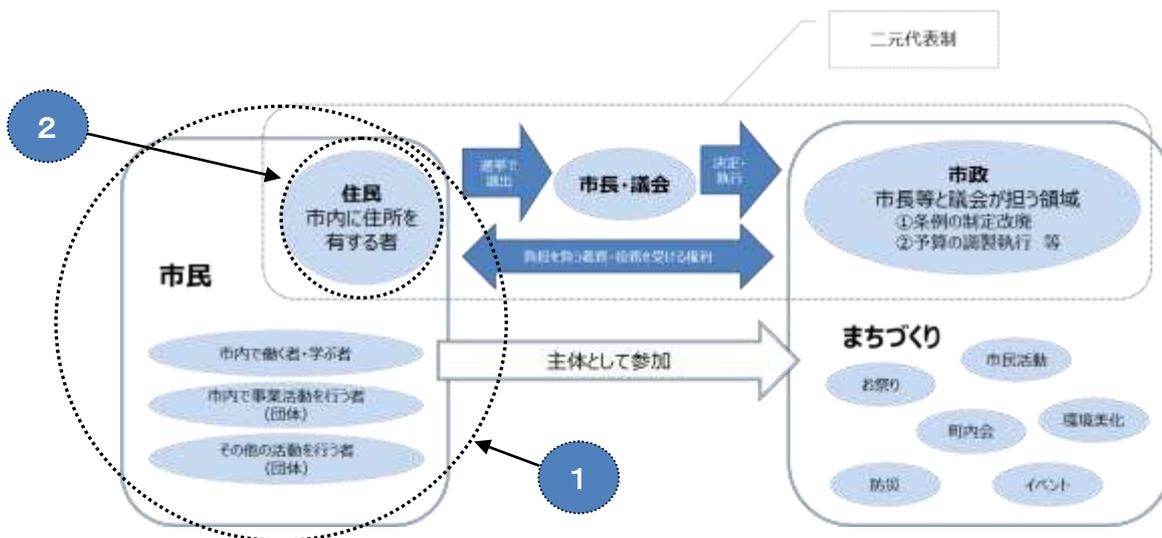
素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>第6章 行政運営 (基本構想等)</p> <p>第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。</p>	<p>第6章 行政運営 (基本構想等)</p> <p>第22条 市長は、基本構想等を策定するものとする。</p> <p>2 市長は、基本構想等の策定に当たっては、市民の意見を広く反映させるため、市民が参加する機会の充実に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、基本構想等の進捗状況を適切に管理し、その結果を市民に分かりやすく提供するものとする。</p>	
<p>(財政運営)</p> <p>第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。</p>	<p>(財政運営)</p> <p>第23条 市長は、財政の状況を的確に把握し、中期的な見通しに立った健全な財政運営を図るよう努めなければならない。</p> <p>2 市長は、予算編成に当たっては、基本構想等の進捗状況及び行政評価の結果を踏まえ、財源の効率的かつ効果的な活用に努めなければならない。</p> <p>3 市長は、財政状況並びに予算及び決算の内容を分かりやすく公表し、財政運営の透明性を確保するよう努めなければならない。</p>	
<p>(行政運営)</p> <p>第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p>	<p>(行政運営)</p> <p>第24条 市長等は、効率的で公正かつ透明性の高い行政運営を行わなければならない。</p>	
<p>(行政評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、<b>市民、有識者等</b>による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<p>(行政評価)</p> <p>第25条 市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を図るため、行政評価を実施し、その結果を市民に分かりやすく公表するとともに、行政運営や施策等に反映させるよう努めなければならない。</p> <p>2 市長等は、行政評価の実施に当たっては、市民 <u>(削除)</u>による外部評価の仕組みを整備するよう努めなければならない。</p>	<p>○外部評価は条例に入れて欲しい。評価そのものも大切だが、市民がまちづくりについて知る場となることが大きい。</p> <p>○有識者も市民だと思うので、両者を分けて表記すると少し違和感がある。</p>

素案のたたき台	素案（案）	「素案のたたき台」に対する主な意見 ◎：委員長 ○：委員 ■：議長 ●：事務局
<p>(行政手続)</p> <p>第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p>	<p>(行政手続)</p> <p>第26条 市長等は、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適切に行い、市民の権利利益の保護に努めなければならない。</p>	
<p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。</p>	<p>(他の自治体等との連携)</p> <p>第27条 市は、国及び北海道と対等な立場で、それぞれの役割分担を踏まえ、連携協力を努めるものとする。</p> <p>2 市は、行政サービスの向上や効率的な行財政運営等を図るため、国内外の自治体等との交流、連携及び協力を努めるものとする。</p>	
<p>第7章 この条例の見直し</p> <p>第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>第7章 この条例の見直し</p> <p>第28条 市は、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の見直しについて検討することが必要であると認めるときは、この条例の見直しを検討する組織を設置する等の必要な措置を講じるものとする。</p>	<p>○見直し条項は置くべき。年数も明記した方が良い。</p>

## 「市民」の定義に関する議論の整理（第 17～19 回検討委員会）

### 共通認識に至った内容

「まちづくり」は、(市内に住所を有する)「住民」だけでなく、市内で働く者、学ぶ者、事業活動やその他の活動を行う者や団体も関わって行われる



### 論点 1 「まちづくり」の主体（図①）を、何と呼ぶか

#### 意見(1) ①を「市民」と呼ぶべき（②は住民と呼ぶべき）

- ・この条例の趣旨を考えると、「まちづくりをする人」こそが「市民」である。
- ・「市民」という単語には元々広い意味がある。（「釧路市民」との違い）

#### 意見(2) ①は「市民等」と呼ぶべき（②を「市民」と呼ぶべき）

- ・日常用語としての「市民」は、「そこに住んでいる人」を指するのが一般的。
- ・地方自治の本旨は団体自治と「住民」自治であり、基本は「住民」におくべき。

**論点 2-1** 「まちづくり」の主体（上図①）と「市内に住所を有する者」（図②）を、  
条項毎に区別して表記すべきか

**意見(1) ①と②は区別して表記すべき**

- ・①と②は「投票をする権利」、「税金を納める義務」等、大きな差がある。  
条例という形式である以上、その違いは厳密に表すべき。
- ・他の条例の基本になる条例なので、分かりやすさよりも正確さを取るべき。
- ・「市政」に関与する権利を持つのは「住民」だけで、線は引くべき。

**意見(2) ①と②を区別して表記する必要は無い（両方「市民」と呼ぶ）**

- ・①と②は対立する概念ではなく、場面に応じて正しい意味は読み取れると思うから。（例：選挙では、「市民」は自動的に「選挙権を持つ人」の意味になる）
- ・厳密に区別することで条文がわかりづらくなる。
- ・区別して表記することは、まちづくりに頑張っている人を気持ちの上で分断してしまうことに繋がる。

**論点 2-2** ①と②を区別すべき条項はどれか

**第4条第2項（基本理念）、第9条第1項（市長の責務）、  
第20条第1項（住民投票）などは②に限定すべき**

市政を市長に信託できて、市政に関する重要事項について意思を表明できるのは、「市内に住所を有する者」だけだから。

FAX送信先：0154-22-4473

(釧路市総合政策部都市経営課宛)

## 感想記入シート

第20回検討委員会（平成26年8月18日開催）

※委員会の感想、  
委員長への質問、  
事務局への要望  
等、自由に記入し  
てください。

### 【連絡先】

釧路市総合政策部都市経営課 担当 河面

電話番号 0154-31-4502

FAX番号 0154-22-4473

E-mail shimpei.komo@city.kushiro.lg.jp